

宇陀市榛原駅前交流施設シェアキッチン事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇陀市の情報発信拠点である宇陀市榛原駅前交流施設(以下「本施設」という。)において、宇陀市で営業している飲食店(以下「市内飲食店」という。)を広く周知することにより、観光客等がそれら市内飲食店を認知し、訪れる機会を創出することで市観光振興及び商業振興に資することを目的とし、本施設厨房を短期間に限り市内飲食店事業者に貸与して飲食物の販売を行わせる事業(以下「シェアキッチン事業」という。)を運営するための必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店 食堂、レストラン、軽食喫茶、カフェ、又はこれに類する飲食店(弁当屋、パン屋、ケーキ屋等の持ち帰り専用店舗も含む)
- (2) 飲食物 配膳を行わない持ち帰り専用のものであり、アルコール飲料を除くもの

(利用できる事業者の要件)

第3条 シェアキッチン事業を利用する者(以下、「利用者」という。)は、市内飲食店を営む団体若しくは個人であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 宇陀市内で恒常的に飲食店を営んでいること。(休業及び廃業している飲食店は除く)
- (2) 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可、菓子製造業許可のいずれかを取得していること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 宇陀市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- (6) 自己又は自己の団体役員等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

(備品の貸与)

第4条 利用者に、利用期間中に限り、宇陀市が指定する市所有備品を無償貸与する。

- 2 利用者は、貸与備品の取扱いには細心の注意を払い、返却時には備品の清掃を実施のうえ返却すること。

(使用料)

第5条 利用者は、宇陀市行政財産使用料条例(平成18年1月1日条例第5

8号)に基づき算出された使用料を市に納入しなければならない。

(費用負担)

第6条 利用者は、利用期間における使用相当額の光熱水費（電気料金、水道料金、ガス料金）を負担しなければならない。

(利用期間)

第7条 利用期間は、1日間から7日間までの、本施設定休日を除く連続する日とする。

(利用者の募集)

第8条 利用者の募集は、宇陀市駅前交流施設シェアキッチン事業募集要項の通り実施する。

(利用の申込み)

第9条 申込者は、宇陀市榛原駅前交流施設シェアキッチン事業利用申込書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、宇陀市内で恒常的に飲食店を営んでいることを証明する書類(店舗のチラシ等)、営業許可証又は製造業許可証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(利用決定通知)

第10条 市長は、前条の申込みを受理したときは、利用の可否を決定し、宇陀市榛原駅前交流施設シェアキッチン事業利用決定通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

2 シェアキッチン事業の利用内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとし、市長が不相当であると認めたときは、利用を許可しないことができる。

- (1) 第3条で規定する要件を満たさないものの利用であること
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの
- (5) その他適当でないと市長が認めるもの

(利用誓約書の提出)

第11条 利用者は、シェアキッチン事業利用にあたり、宇陀市榛原駅前交流施設シェアキッチン事業利用誓約書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(利用実績報告書の提出)

第12条 利用者は、シェアキッチン事業利用期間が満了した日から10日以内に、宇陀市榛原駅前交流施設シェアキッチン事業利用実績報告書(様式第4号)を市に提出しなければならない。

(利用の取消)

第13条 市長は、利用内容が不相当と認められる事実が判明したときは、利用の許可を取り消すことができる。このとき生じた損害については利用者が責を負うものとする。

(損害賠償)

第14条 利用者の故意又は過失により、市所有の施設(建造物、設備等)及

び備品に損害を与えた場合は、市と利用者が協議したうえで、利用者は合理的な損害金額を賠償しなければならない。ただし、市所有の施設（建造物、設備等）及び備品の経年劣化を起因とする損害又は不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害又は戦争、テロリズム、放射能汚染、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のもの等）による損害については、これに限らない。

- 2 利用者の故意又は過失により、第三者に損害を与えた場合は、利用者は損害を賠償しなければならない。ただし、市所有の施設（建造物、設備等）及び備品の瑕疵を起因とする損害又は不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害又は戦争、テロリズム、放射能汚染、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のもの等）による損害については、これに限らない。
- 3 市の故意又は過失による市所有の施設（建造物、設備等）及び備品の使用不能により、利用者に損害を与えた場合は、市と利用者が協議したうえで、市は合理的な損害金額を賠償する。ただし、不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害又は戦争、テロリズム、放射能汚染、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のもの等）による損害については、これに限らない。

（利用者の責任）

第15条 利用者は、食中毒や異物混入等の事故を発生させないように、徹底した衛生管理（手洗い、消毒、調理用手袋の使用、適正な温度管理、適正な身だしなみ等）に努めなければならない。

- 2 利用者は、市所有の施設（建造物、設備等）のシェアキッチン事業で使用する部分について、利用中（1日の業務終了時）及び利用終了時に清掃しなければならない。
- 3 利用者は、市所有の施設（建造物、設備等）及び備品の使用方法又は清掃方法、衛生管理方法等について、市から指導があった場合は速やかに従わなければならない。
- 4 利用者は、シェアキッチン事業利用時に知り得た市が保有する情報を、市の承諾を得ずに利用又は流布してはならない。
- 5 利用者は、シェアキッチン事業利用の権利を、第三者に譲渡してはならない。

（その他）

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。